



The
Building
Center
of
Japan

BR 構-505-05
平成 14 年 5 月 2 日制定
令和 6 年 10 月 1 日改定

基礎審査委員会

性能評価申請要領

(建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号ロ(2)関係)



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 構造第 2 課

目次

◇ § 1. 性能評価の対象	1
◇ § 2. 性能評価基準	1
◇ § 3. 新規性能評価の申請フロー	2
(1) 事前相談	(8) 報告委員会資料提出
(2) 資料の確認	(9) 報告委員会結果連絡
(3) 受付委員会資料提出	(10) 性能評価書交付
(4) 受付委員会（ヒアリング）	(11) 大臣認定申請
(5) 受付委員会結果連絡	(12) 大臣認定書交付
(6) 手数料の請求	(13) 最終版図書
(7) 部会	
◇ § 4. 施工試験・載荷試験の立ち会い	5
◇ § 5. 留意事項	5
§ 5-1. 法第37条第二号に関わる材料認定について	
§ 5-2. 申請の取り下げ	
§ 5-3. 審査期間について	
§ 5-4. 性能評価をしない旨の通知書について	
§ 5-5. 情報公開について	
◇ § 6. お問い合わせ先	6

◇ § 1. 性能評価の対象

本申請要領は、建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づく認定に係る性能評価のうち、確認申請書に添える図書から除くものとして、施行規則第1条の3第1項の表三の各項の規定に基づき、表三の各項の(ろ)欄に掲げる基礎・地盤説明書のうち、基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る図書を指定するものを対象とします。

すなわち、基礎・地盤説明書のうち、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号に規定される、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力として同号の表中に掲げる式の α 、 β 及び γ の数値を定める部分を対象とします。

(ご注意)

基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める基礎ぐい(くい体)の許容耐力は、本性能評価の評価対象外となりますので、ご注意下さい。

◇ § 2. 性能評価基準

本性能評価は、以下の評価基準に基づき審査を行います。

「建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の規定に基づく認定に係る性能評価業務方法書(基礎ぐいの許容支持力の算出方法)」(BR構-03)

第3条 評価方法 (2) 評価基準

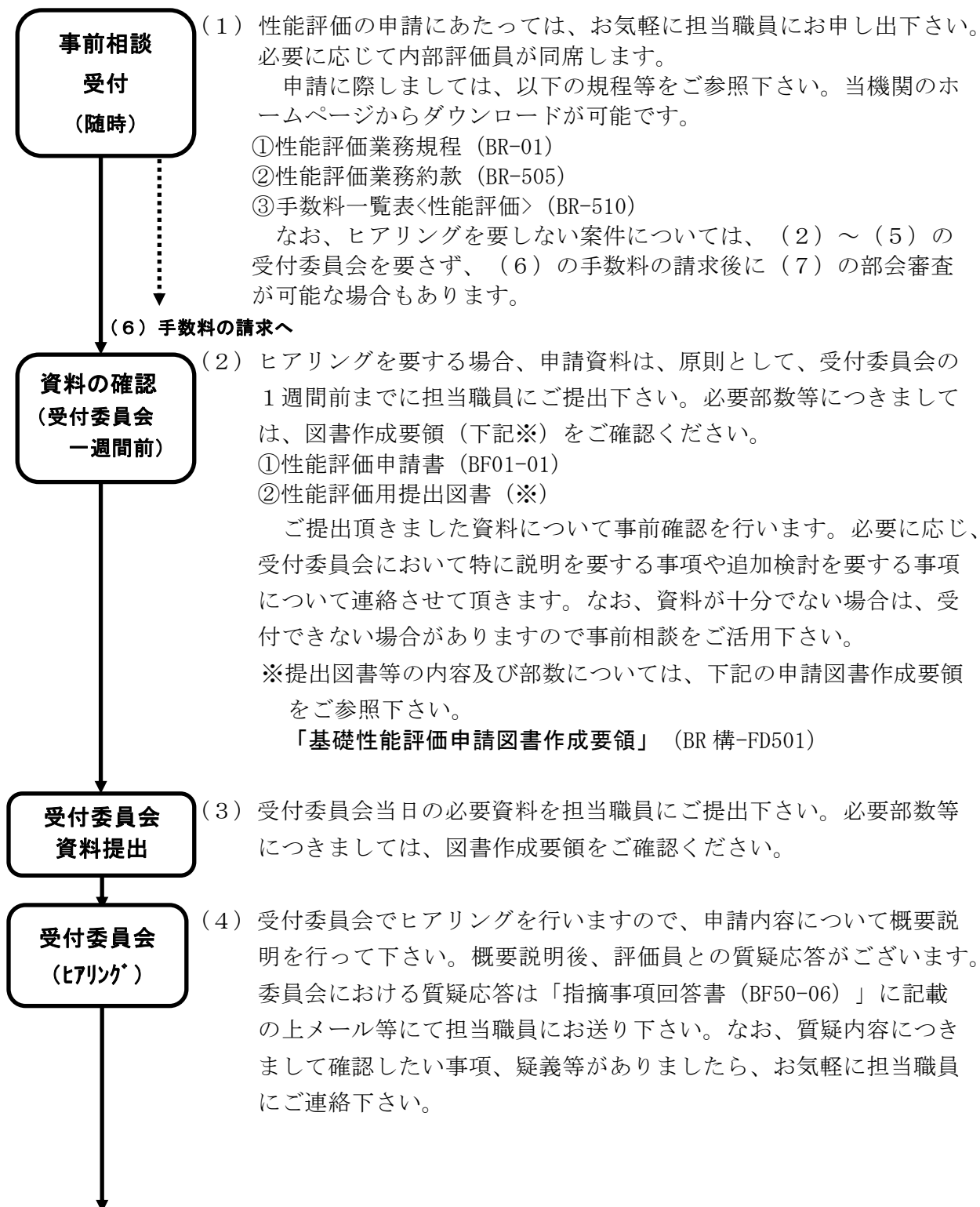
なお、同評価基準の基本的な運用方針として、以下の基本方針を定めております。

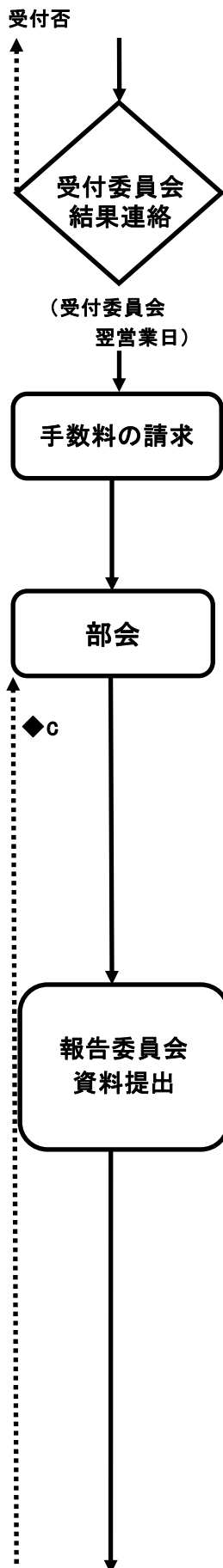
「基礎審査委員会 申請図書作成要領」(BR構-FD501)

§9 基礎ぐいの支持力の性能評価における基本方針

本性能評価は、当財団に設置された基礎審査委員会において実施いたします。

◇ § 3. 新規性能評価の申請フロー





(5) 受付委員会では、受付の可否、担当評価員、部会日程を決定します。受付委員会での結果は翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

- ◆ 「受付可」の場合は、担当評価員、部会日程をメール等にてお知らせ致します。併せて、承諾書（性能評価申請書に受付の承諾日を明示したものの写し）をお送り致します。
- ◆ 「受付否」の場合は、委員会終了後、概ね10日で「不受理通知書」を通知致します。この場合、受付のための性能評価用提出図書はご返却致します。

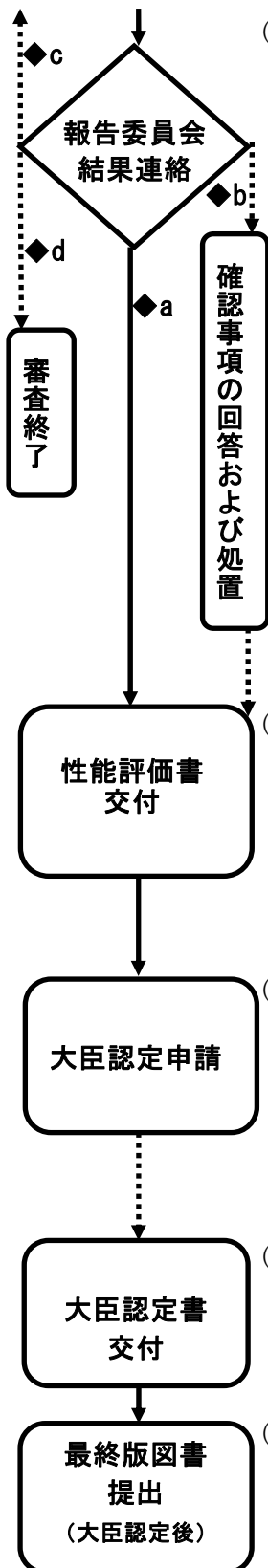
(6) 性能評価手数料につきましては、「受付可」の場合、受付委員会終了後、請求書を送付致します。性能評価書の交付は、原則として手数料振り込み後となりますので、ご注意願います。性能評価手数料につきましては、手数料一覧表（BR-510）をご参照下さい。

(7) 部会は必要な回数開催されます。部会には、指摘事項回答書（BF50-06）及び追加検討書等を必要に応じて提出して下さい。必要図書及び部数等は図書作成要領をご確認ください。

◆ c
なお、原則として6ヶ月を超える場合は、審査を打ち切りとさせていただきます。（§5. 留意事項をご参照下さい）

また、部会においては、別途必要に応じて施工試験及び载荷試験の立ち会いを実施いたします。（§6. 施工試験・载荷試験の立ち会いをご参照下さい）

(8) 部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告用資料（(2)の申請図書作成要領参照）をご提出下さい。必要部数等は、各委員会の図書作成要領をご確認ください。



(9) 報告委員会では、担当評価員より報告委員会資料に基づき報告を行います。原則として申請者の出席は必要ありません。

結果につきましては、委員会での結果を翌営業日までにご連絡致しますが、連絡が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

報告委員会で性能評価基準に照らし、次のとおり判定します。

- ◆a「確認事項：なし」の場合：性能評価書を交付致します。
- ◆b「確認事項：あり」の場合：
確認事項、確認方法等に関しましては、メール等にて連絡いたしますのでその記載内容をご確認下さい。
確認事項の回答および処置が済み次第、性能評価書を交付します。
- ◆c「保留」の場合：
審査を終了する事が適当でない判断されるものは、再度部会において審査し、報告委員会で審査しますので、次回部会日程等をご確認下さい。
- ◆d「不適合」の場合：
審査を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合「性能評価をしない旨の通知書」を通知します。

(10) 性能評価書の交付は、国土交通省の指導により、資料（概要書、別添、別表等）が整備された日となることから、申請者から提出された資料を当機関が確認した日をもって審査完了とし、性能評価書を交付致します。性能評価書の交付をお急ぎの場合は、早めの資料整備にご協力願います。

(11) 大臣認定申請の申請方法につきましては、当機関のホームページ（「大臣認定申請のお手伝い」のご案内）をご参照下さい。国土交通大臣認定申請には「構造方法等の認定申請書」及び「委任状」が必要です。また、認定に係る手数料は別途2万円（収入印紙）が必要となります。

(12) 大臣認定申請をお手伝いしている場合、大臣認定書が交付され次第ご連絡致します。

(13) 最終版図書の押印をご希望の場合は、各委員会の図書作成要領に従い、必要部数をご提出ください。

◇ § 4. 施工試験・載荷試験の立ち会い

(1) 施工試験及び（又は）載荷試験が必要となる場合、部会において下記の計画書及びスケジュール案をご提出下さい。

①施工試験及び（又は）載荷試験計画書(案)

②施工試験及び（又は）載荷試験立ち会いスケジュール(案)

※提出図書等の内容及び部数については、下記の申請図書作成要領をご参照下さい。

「基礎性能評価申請図書作成要領」（BR 構-FD501）

提出資料をもとに申請者、担当評価員及び担当職員との協議の上、試験内容の確認及び実施日時、立ち会いスケジュール等を調整いたします（部会の進捗状況によっては、立ち会い当日に、部会を併せて実施する場合がございます。）。

(2) 当日の立ち会いは、下記に従い実施いたします。

「基礎性能評価申請図書作成要領」（BR 構-FD501）

§ 9 基礎ぐいの支持力の性能評価における基本方針

(3) 立ち会いが終了した後、立ち会い時における「指摘事項回答書(BF50-06)」及び追加検討書を次回の部会でご提出下さい（既に部会が終了しており、委員会報告となる場合は、委員会報告用資料に添付して下さい。）。

◇ § 5. 留意事項

§ 5-1. 法第37条第二号に関わる材料認定について

基礎ぐい等の構造耐力上主要な部分に、指定 JIS 規格又は指定 JAS 規格以外の指定建築材料を用いる場合には、原則として、法第37条第二号の認定に係る建築材料の大臣認定（及び強度指定）を事前に取得しておく必要があります。なお、指定建築材料以外の材料（例：プラスチック等）は、建築材料の大臣認定を取得することはできませんのでご注意ください。取り扱い等については、担当職員にご相談下さい。

§ 5-2. 申請の取り下げ

申請者のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届（BF01-06）」をご提出願います。この場合でも手数料は返還できませんので予めご了承下さい。

§ 5-3. 審査期間について

審査期間は、原則として受付承諾日から最長6ヶ月間です。6ヶ月を過ぎますと、審査は原則打ち切りとなります。（例：令和X年4月18日に受付承諾されますと、審査期限は令和X年10月17日になります。従って、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意ください。）

また、追加実験、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書(BF50-07)」をご提出願います。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付します。

§ 5-4. 性能評価をしない旨の通知書について

性能評価をしない旨の通知書（BF01-05-02）は、性能評価が不適合となった場合の他、

- ・原則として受付承諾日から6ヶ月を経過した場合（§5-3参照）
 - ・試験データ等が故意に改ざんされた場合や著しく誤りがある場合
 - ・申請者以外の第三者が主たる説明を行う場合（個別案件や部分の説明を除く）
- 等、適切な審査が続行できない場合に発行します。また、試験データ等に疑義がある場合は、試験立会や公的試験機関での追加試験等をお願いする場合があります。

§ 5-5. 情報公開について

国土交通省では、情報公開制度に基づき請求があった場合、大臣認定書の別添、別表（付表を除く）の内容に関して原則「公開する」としています。従って、特に材料に関する認定申請に記載する内容について、企業秘密に関わる事項がある場合、注意が必要です。そのような事項がある場合の記載方法については、担当職員にご相談ください。

◇ § 6. お問い合わせ先

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求、認定申請のお手伝いは、下表の各部署までお願い致します。

性能評価の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願い致します。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
資料請求等 (資料の郵送を希望される方は、FAX又はメールにて、必要書類を明記の上、お申し込み下さい。)	(一財)日本建築センター 評定部 構造第2課 TEL : 03-5283-0465 FAX : 03-5281-2823 URL : https://www.bcj.or.jp/ e-mail : kozo_1@bcj.or.jp
	(一財)日本建築センター 大阪事務所 確認検査課 TEL : 06-6264-7731 FAX : 06-6264-7745 e-mail : bcjos@bcj.or.jp
	委員会の開催日 URL : https://www.bcj.or.jp/schedule/
事前相談 性能評価申請 ※ 資料提出 認定申請のお手伝い	(一財)日本建築センター 評定部 構造第2課 担当職員宛 TEL : 03-5283-0465 FAX : 03-5281-2823

※ 受付委員会および報告委員会は、大阪事務所では開催しておりません。
詳しくは、担当職員へお問い合わせ下さい。

所在地

(一財)日本建築センター 本部

〒101-8986 東京都千代田区神田錦町 1-9

(一財)日本建築センター 大阪事務所

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 1-7-15 明治安田生命堺筋本町ビル